

有料職業紹介の手数料について、各企業と締結している契約書より以下に抜粋

第4条（報酬）

本契約に基づき、候補者が、甲等に、期間の定めのない雇用契約（以下、「正規雇用契約」という。）として就労した場合の本契約に基づく乙に対する報酬は、採用者1名毎に、次の各号により定めるものとする。

(1) 乙の本業務に対する報酬は、採用者の理論年収に応じて、次のとおりとする。

ア 理論年収 1000 万円未満の場合

正規雇用契約上の理論年収の35%とする。

イ 理論年収 1000 万円以上の場合

正規雇用契約上の理論年収の40%とする。

(2) 前号の「理論年収」とは、採用者の月次給与の12箇月分及び理論上の通年賞与を含むものとする。通勤手当や超過勤務手当（残業手当）は含まない。ただし、インセンティブ、残業手当、報奨金及び一時金等を内定時に提示する場合には、これを理論年収に含めて計算する。年俸制の場合は年俸額を適用する。

2 本契約に基づき、候補者が、甲等に、正規雇用契約以外の契約（以下、「委託契約」という。）をもって就労した場合の本契約に基づく乙に対する報酬は、次の各号により定めるものとする。

(1) 採用者1名毎に、採用者との間の委託契約の内容に基づき、次の計算式により定める。

$80\text{万円} + \text{採用者の委託契約における月額報酬} \times 40\% \times \text{採用者の委託契約の契約期間（月数）}$

(2) 前項に加え、採用者との間の委託契約の契約期間が更新された場合は、当初の勤労日から通算して12ヶ月までに限り、別途、以下の計算式に基づき算定される報酬を支払うものとし、以後の更新についても同様とする。

$\text{更新後の採用者の委託契約における月額報酬} \times 40\% \times \text{更新後の採用者の委託契約における契約期間（月数）}$

(3) 前2号の計算式における契約期間が、暦上の月に照らして中途に終了する場合は、端数を切り上げて計算するものとする（例：1月1日～2月15日までの契約期間の場合、2ヶ月として月数を把握する）。

3 採用者が、甲において、委託契約として就労した後、勤労日から1年以内に、甲との間で正規雇用として就労を開始した場合は、当該雇用者1名毎に、次の計算式に基づく報酬が発生するものとする。なお、本項に基づく報酬発生時までに発生した、前項に基づく報酬が未払いの場合、本項に基づく報酬の発生は、前項に基づく報酬請求権に何らの影響を及ぼすものではない。

乙の正規雇用契約上の理論年収に応じて、本条第1項に基づき算定される報酬額－（甲から乙に対して正規雇用に至るまでの前項(1)及び(2)に基づく報酬額（既払い可否は問わない）

4 候補者が乙を経由せずに就労した場合も、その就労が、乙が候補者を甲に最初に紹介した日から1年以内である時は、甲は乙に前各項に基づく報酬を支払うものとする。

5 甲が乙に対して負う本業務の対価としての金銭債務は、本条第3項までにおいて規定した金額のみであり、本業務に要する調査費用、交通費及びその他一切の経費は乙が負担する。

第5条（支払義務発生時期・支払方法）

甲の乙に対する報酬の支払義務は、前条1ないし3項までの報酬に応じて、次の各号所定の日に発生する。

(1) 第4条1項及び2項(1)の報酬 候補者の勤労日

(2) 第4条2項(2)の報酬 更新後の委託契約に基づく業務開始日

(3) 第4条3項の報酬 正規雇用契約に基づく業務開始日

2 乙は、前項所定の義務発生日付けで、甲に対して請求書を発行する。

3 甲は、前項に基づく請求書の発行日から30日以内に、請求額の全額を乙指定の銀行口座に振込むものとする。振込みにかかる手数料は甲の負担とする。

第6条（消費税）

報酬には消費税額を含まないものとし、甲は報酬にかかる法定の消費税額を報酬に加算して乙に支払うものとする。